

国外転出者の滞在場所証明

(申請者)

氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者は、

_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日の間、

下記の住所に滞在していることを証明します。

滞在場所住所

長野県 _____

作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(証明者)

証 明 者 住 所 _____

申請者との関係 _____

証 明 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

長野県公安委員会 殿

※ 必要な添付書類等は、別紙を確認してください。

国外転出者の滞在場所証明に必要な添付書類等

- 1 滞在場所により以下の添付書類が必要となります。御不明点は、お問い合わせください。
 - (1) 実家に滞在し、居住者がいる場合
 - ・ 実家の世帯主が作成した「国外転出者の滞在場所証明」
 - ・ 証明者（世帯主）の住民票の写し
 - (2) 実家に滞在し、居住者がなく親戚が証明する場合
 - ・ 実家の登記簿謄本
 - ・ 証明者（実家の状況を知る親戚）が作成した「国外転出者の滞在場所証明」
 - ・ 証明者と申請者の関係が確認できる戸籍謄本（原戸籍）等
 - (3) 実家に滞在し、居住者がなく滞在地区の区長が証明する場合
 - ・ 実家の登記簿謄本
 - ・ 証明者（区長）が作成した「国外転出者の滞在場所証明」
 - ・ 地区の総会資料等で区長であることが分かる書類の写し
 - (4) 友人・知人宅に滞在する場合
 - ・ 友人・知人宅の世帯主が作成した「国外転出者の滞在場所証明」
 - ・ 証明者（世帯主）の住民票の写し
 - (5) 会社の社員住宅や社員寮に滞在する場合
 - ・ 会社の代表者など社員住宅や社員寮を管理する者が作成し、社印等が押印された「国外転出者の滞在場所証明」
 - ・ 証明者の名刺
- 2 免許申請手続（失効再取得手続等）は、1 の書類及び戸籍謄本等（戸籍謄本、抄本又は戸籍事項証明書）が必要となります。
- 3 住民票の写しとは、住民票原本に記載されている事項を写したものです。市町村役場等で発行されるものは、住民票原本を写したものです。
- 4 今回証明された住所が運転免許証に記載される住所になります。